

町内会館の避難所開設に係る運用について

平成 30.2.16 藻岩連町・藻岩まちセン

「平成 28 年 5 月に藻岩連町と関係町内会において、「災害時における避難所開設に関する党書」を締結しましたが、その具体的な運用は以下のとおりとします。

1 対象町内会館

- (1)藻岩福社会館
- (2)硬石山福社会館
- (3)北ノ沢第三町内会館
- (4)中ノ沢会館
- (5)白樺町内会館

2 開設条件

以下の項目のいずれかに該当する場合に開設するとともに、(1)及び(3)の場合は、開設後、藻岩連町または藻岩まちセンにご連絡願います。

- (1)避難勧告また避難指示（緊急）が発出された場合
- (2)連町会長から依頼があった場合
- (3)町内会館が自ら開設すべきと判断した場合

※避難準備・高齢者等非難開始や自主避難者対応の段階では開設しません。

(平成 28 年 8 月にそれぞれの段階が発生しましたが、いずれも避難者がいなかったため)

3 避難所運営について

災害時の避難先としては、原則的には小学校等の基幹避難所となりますが、様々な事情により地元町内会館を避難先としたい方のため、便宜的に一時的な避難場所として開設するものであることを踏まえ、以下のとおり運営を行ってください。

- (1)避難者に対して、適切な滞在場所を確保してください。
- (2)食事の提供はしません（避難者が食材等を持ち寄り相互に提供し合うなど、施設管理者が許可する場合は可とする）
- (3)毛布 5 枚程度)を提供しますので、これを備蓄し、必要に応じて使用してください。
- (4)避難時間が長期化(概ね 12 時間以上)する見込みと怠った、また、当該町内会館に危険が迫る可能性がある場合など、基幹避難所への避難が望ましいと判断される場合は、避難者を小学校等の基幹避難所に移転させてください。
ただし、移転にあたっては、避難者に適切な支援を行ってください。

4 閉鎖条件

以下の項目のいずれかに該当する場合に閉鎖するとともに、(1)及び(3)の場合は、藻岩連町または藻岩まちセンにご連絡願います。

- (1) 避難勧告または避難揭示(緊急)が解除された場合
- (2) 連町会長から依頼があった場合
- (3) 町内会館が自ら閉鎖すべきと判断した場合

5 その他

上記の開設条件及び避難所運営の内容については、覚書を踏まえ、連町が要請する最低限のものであり、地域の実情に応じて、町内会館が独自これら以上の水準の対応をすることは差し支えありません。